



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*167 和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産振興課) ..... 1

### ○ 教育委員会規則

\*15 和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則 ..... 2

### ○ 公安委員会規則

\*17 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 ..... 2

### ○ 告示

646 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課) ..... 3

647 知事管理漁獲可能量の設定 (資源管理課) ..... 4

### ○ 公安委員会告示

29 遊泳区域の指定 ..... 4

30〃 ..... 5

### ○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課) ..... 5

〃 (〃) ..... 5

## 規 則

### 和歌山県規則第167号

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年和歌山県規則第89号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付対象等)</p> <p>第4条 沿岸漁業改善資金の貸付対象、貸付限度額及び償還期間等は別表のとおりとし、償還金は毎年1回均等払いとする。ただし、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい被害を受け、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者で、原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和3年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごと</p>	<p>(貸付対象等)</p> <p>第4条 沿岸漁業改善資金の貸付対象、貸付限度額及び償還期間等は別表のとおりとし、償還金は毎年1回均等払いとする。ただし、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和3年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごと</p>

4年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年延長して適用するものとする。

2 略

第5条 略

の償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年延長して適用するものとする。

2 略

第5条 略

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 教育委員会規則

#### 和歌山県教育委員会規則第15号

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月25日

和歌山県教育委員会教育長 宮崎 泉

#### 和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会教職員倫理規則（平成20年和歌山県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第7条関係） 略 <u>公益社団法人和歌山県青少年育成協会</u> <u>公益財団法人和歌山県水上安全協会</u> 略	別表（第7条関係） 略 <u>公益社団法人和歌山県青少年育成協会</u> <u>ワインナック株式会社</u> <u>公益財団法人和歌山県水上安全協会</u> 略

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 公安委員会規則

#### 和歌山県公安委員会規則第17号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月25日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

#### 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
別表第1（第4条関係） 交番等の所属、名称、位置及び所管区 <table border="1"> <tr> <td>所属</td> <td>幹部交番の名称及び位置</td> <td>交番、警察官駐在所及び所在地受持の名称及び</td> <td>所管区</td> </tr> </table>	所属	幹部交番の名称及び位置	交番、警察官駐在所及び所在地受持の名称及び	所管区	别表第1（第4条関係） 交番等の所属、名称、位置及び所管区 <table border="1"> <tr> <td>所属</td> <td>幹部交番の名称及び位置</td> <td>交番、警察官駐在所及び所在地受持の名称及び</td> <td>所管区</td> </tr> </table>	所属	幹部交番の名称及び位置	交番、警察官駐在所及び所在地受持の名称及び	所管区
所属	幹部交番の名称及び位置	交番、警察官駐在所及び所在地受持の名称及び	所管区						
所属	幹部交番の名称及び位置	交番、警察官駐在所及び所在地受持の名称及び	所管区						

		位置	
略			
和歌山県新宮警察署		略	略
	新宮駅前交番 (新宮市徐福二丁目)	新宮市のうち あけばの、阿須賀一丁目、阿須賀二丁目、池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、伊佐田町一丁目、伊佐田町二丁目、王子町一丁目、王子町二丁目、王子町三丁目、春日、熊野地一丁目、熊野地二丁目、清水元一丁目、清水元二丁目、下田一丁目、下田二丁目、下田三丁目、徐福一丁目、徐福二丁目、田鶴原町一丁目、田鶴原町二丁目、丹鶴一丁目、丹鶴二丁目、丹鶴三丁目、野田、蓬萊一丁目、蓬萊二丁目、蓬萊三丁目、丸山	新宮駅前交番 (新宮市徐福二丁目)
略			
略			
略			
略			

## 附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

## 告 示

## 和歌山県告示第646号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを令和3年6月16日指定した。

令和3年6月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
雑誌	ラジオライフ 7月号	09155-07	三才ブックス
雑誌	ヤバすぎる裏ワザベストカタログ	64248-23	三才ブックス
コミック	mini Berry (ミニベリー) Vol. 57	18426-07	秋水社
コミック	mini SUGAR (ミニシュガー) 7月号	18425-07	秋水社
雑誌	実話ナックルズGOLD Vol. 20	68544-71	大洋図書
雑誌	臨時増刊ラヴァーズ Vol. 19	68544-66	大洋図書
雑誌	実話ナックルズウルトラ Vol. 14	68544-60	大洋図書
雑誌	実話ナックルズ 6・7月合併号	04877-7	大洋図書

コミック	増刊ブラック主婦SP Vol.13	18636-7	竹書房
雑誌	臨増ナックルズDX Vol.25	68544-76	大洋図書
雑誌	別冊ラヴァーズ Vol.6	68544-46	大洋図書
雑誌	臨時増刊ラヴァーズ Vol.18	68544-33	大洋図書
雑誌	ラヴァーズDX Vol.2	68544-47	大洋図書
雑誌	金のEX NEXT Vol.19	68544-44	大洋図書
雑誌	ナックルズ極ベスト Vol.31	68544-45	大洋図書
雑誌	実話ナックルズGOLD Vol.19	68544-40	大洋図書
コミック	漫画大激闘 Vol.11	69491-60	楽楽出版
コミック	しあわせのくに	50460-62	リイド社
雑誌	実録JOKER 5月号	08019-05	ダイアプレス

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第647号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に係る令和3管理年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を令和3年6月17日付けで定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年6月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	和歌山県資源管理方針第3の2に規定する留保枠の量
和歌山県まさば及びごまさば中型まき網漁業	4,300トン	—
和歌山県まさば及びごまさばその他漁業	現行水準	—

※ 知事管理漁獲可能量に規定する現行水準は、当該知事管理区分における現行の漁獲量の水準をいう。

## 公安委員会告示

## 和歌山県公安委員会告示第29号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和3年6月25日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
地ノ島海水浴場	有田市初島町浜	有田市初島町浜地先の海域で、「地ノ島海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和3年7月1日から同年8月31日まで

橋杭海水浴場	東牟婁郡串本町齧野川	東牟婁郡串本町齧野川地先の海域で、「橋杭海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和3年7月4日から同年8月31日まで
田原海水浴場	東牟婁郡串本町田原	東牟婁郡串本町田原（字山谷）地先の海域で、「田原海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上

## 和歌山県公安委員会告示第30号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和3年6月25日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

海水浴場の名称	所 在 地	遊 泳 区 域	遊泳区域の指定期間
加太海水浴場	和歌山市加太	和歌山市加太（北丁）地先の海域で、「加太海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和3年6月26日から同年9月5日まで
和歌山県浜の宮ビーチ海水浴場	和歌山市毛見	和歌山市毛見地先の海域で、「和歌山県浜の宮ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和3年7月1日から同年8月31日まで
白良浜海水浴場	西牟婁郡白浜町	西牟婁郡白浜町地先の海域で、「白良浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上

## 公 告

## 都市計画の図書の写しの縦覧公告

新宮市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年6月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 都市計画の種類及び名称

新宮都市計画下水道（新宮市雨水公共下水道）

## 2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

## 都市計画の図書の写しの縦覧公告

新宮市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年6月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 都市計画の種類及び名称

新宮都市計画下水道（新宮市都市下水路）

## 2 縦覧場所

**和歌山県報 第 220 号**

令和 3 年 6 月 25 日 (金曜日)

和歌山県国土整備部都市住宅局都市政策課